

社会福祉法人陽光会 学童保育所ひかり学童クラブ 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人陽光会（以下「事業者」という。）が開設するひかり学童クラブ（以下「事業所」という。）が行う放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の放課後児童支援員又は補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）が、利用している児童（以下「利用者」という。）に対し、安全な場を提供し、遊びを主とする活動を通じて児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図るものとする。

2 事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行うものとする。

3 事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用者の保護者及び地域社会に対し当該事業者が行う事業の運営の内容を適切に説明するよう努めるものとする。

4 事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

5 事業所の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称 ひかり学童クラブ

二 所在地 前橋市総社町総社3051番地4

(特別養護老人ホームサンライフアネックス 併設)

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の種類、営業時間帯を通じた配置人数及び職務の内容は支援の単位ごとに次のとおりとする。ただし、利用者が20人未満の場合は、1名の配置とすることができる。

職種	員数	職務の内容
放課後児童支援員	2名	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者の出席確認、状況の把握 ② 遊びや諸活動を通じての自主性、社会性及び創造性を培う援助 ③ 基本的な生活習慣の確立に向けた援助 ④ 利用者の健康管理、安全の確保及び情緒の安定を図るための援助 ⑤ 保護者・家庭との日常的な連絡、情報交換及び家庭生活の支援 ⑥ 地域の関係機関・団体との連絡、調整 ⑦ 放課後児童クラブ以外の子どもや地域住民との交流 ⑧ 利用者の状況に関する学校との情報交換、連絡、調整 ⑨ 会議・打ち合わせ等による支援内容の検討、情報共有 ⑩ 利用者の様子及び育成支援の記録 ⑪ 行事や活動の企画と記録 ⑫ 清掃、衛生管理、安全点検、片付け等 ⑬ 補助員への指導・助言
補助員	必要時放課後児童支援員2名中1名に替え配置	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者の出席確認、状況の把握の補助 ② 遊びや諸活動を通じての自主性、社会性及び創造性を培う援助の補助 ③ 基本的な生活習慣の確立に向けた援助の補助 ④ 利用者の健康管理、安全の確保及び情緒の安定を図るための援助の補助 ⑤ 利用者の様子及び育成支援の記録の補助 ⑥ 行事や活動の企画と記録の補助 ⑦ 清掃、衛生管理、安全点検、片付け等の補助 ⑧ 放課後児童支援員の指導・助言の下で行う補助業務

(開所している日及び時間)

第5条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

一 開所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除く日。

二 開所時間

- (1) 小学校の授業日 : 午後1時から午後6時まで
- (2) 小学校の授業の休業日 : 午前8時から午後6時まで
- (3) 時間延長サービス : 午後6時から午後7時まで

2 台風、大雪などの天災による臨時休校日、インフルエンザなどの感染症による学級閉鎖時など、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず臨時に、開所日に閉所し、若しくは開所日以外の日に開所し、又は開所時間を変更することができる。この場合、あらかじめ、保護者に通知するものとする。

(支援の内容)

第6条 支援の内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の健康管理、情緒の安定の確保
- 二 利用者の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- 三 利用者の活動状況の把握
- 四 遊びの活動への意欲と態度の形成
- 五 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- 六 家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- 七 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- 八 その他、放課後における利用者の健全育成上必要な活動

(支援の提供により利用者の保護者が支払うべき額)

第7条 支援を提供した場合の利用料の額は、次のとおりとする。

- (1) 入所金 : 10,000円
- (2) 保育料 : ①小学校1年生から3年生 月額 13,500円
②小学校4年生から5年生 月額 11,500円
③小学校6年生 月額 8,500円
(全ておやつ代・教材費・傷害保険代 含む)
- (3) 延長保育料 : 30分単位 300円 (午後6時から午後7時まで)
- (4) 土曜日・学休日加算料 : 日額 500円
- (5) 昼食代 : 1食 350円
- (6) 行事の参加に要する費用 : 実費

2 前項の利用料の額は、以下の場合に減免する。

- (1) 入所金 : 兄弟姉妹が同時に在所する場合、第2子以降 10割減免
- (2) 保育料 : ①歴月の15日以前の退所又は16日以降の入所 5割減免
②歴月の1ヶ月間を全て休所 10割減免
③離婚・死別による父子又は母子家庭の場合 3割減免
- (3) 土曜日・学休日加算料 : 加算料と保育料を合算した額が歴月の1ヶ月間で18,000円を超過した場合は、その超過額を10割減免する。
- (4) 昼食代 : 前日の午後6時までに欠食の連絡がされた場合 10割減免

- 3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者の保護者に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 4 利用料の支払いは、事業者が指定する日に、原則として、口座振替の方法により納付するものとする。

（ 利用定員 ）

第8条 事業所の利用定員は、1支援単位毎に40名とし、最大で3支援単位をおくことができる。

（ 通常の事業の実施地域 ）

第9条 通常の事業の実施地域は、前橋市立元総社北小学校、元総社小学校、元総社南小学校、総社小学校、勝山小学校、清里小学校の通学区域とする。ただし、これを超えて利用することを妨げるものではない。

（ 事業の利用に当たっての留意事項 ）

第10条 利用者及びその保護者は、事業の利用に当たっては、次に掲げる内容に留意すること。

- 一 利用者が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により事業所に届け出ること。
- 二 利用中に健康状態や心身の状況を把握し、病気や怪我などの場合は、速やかに保護者に連絡をし、状況によっては、利用を中止する場合があること。
- 三 感染症の発生により、他の利用者へ感染する恐れがあると認められる場合は事業者は利用者に対して休所を命ずることができる。
- 四 支援提供上、他の利用者に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止又は休所、退所を命ずることができる。

（ 緊急時等における対応方法 ）

第11条 放課後児童支援員等は、事業の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用者の保護者又は主治医に連絡する等の措置を講ずるものとする。

（ 非常災害対策 ）

第12条 非常災害に備えるため、消防計画、風水害、地震等に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び措置
- (2) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、支援提供中に、当該事業所職員又は利用者の保護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(苦情への対応)

第14条 事業所の支援に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 苦情受付の窓口を決めること。
- (2) 事業所内における苦情解決のための手続きを明確化すること。
- (3) 苦情受付窓口及び苦情解決の手続きについて、利用者、職員等に対して周知すること。

2 事業所の支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 事業所の支援に関する苦情に関して、群馬県社会福祉協議会の福祉サービス運営適正化委員会が行う調査に協力する。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、放課後児童支援員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年12回

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を漏らさない旨を、職員との雇用契約の内容とする。

附 則 この規程は、平成29年12月1日から施行する。